

第4号様式(第5条関係)

計 画 説 明 書

対 策 工 事 等 の 計 画 方 針	対 策 工 事 の 計 画 方 針	対 策 設 計 方 針				
	対 策 敷 地	区 分	自己所有地	自己所有地以外の土地	合 計	
		面 積(m <sup>2</sup> )				
			対策工事の妨げとなる建築物 その他工作物の有無、内容及 び措置方法			
	対 策 施 設	種 類	構 造	数 量 等	管 理 者	用 地 の 帰 属
方 針	その他対策工 事を施行する 土地の現況					
	対策工事以外 の特定開発行 為に関する工 事の計画方針					
急 傾 斜 地 の 崩 壊 等 の お そ れ の あ る 土 地 の 状 況	土砂災害の発 生原因となる 自然現象	ア 急傾斜地の崩壊 イ 土石流 ウ 地滑り	既存対策施設の有無	ア 有 イ 無		
	砂防指定 地等の指 定状況	ア 砂防指定地 (指定地名 : ) イ 地すべり防止区域 (指定地名 : ) ウ 急傾斜地崩壊危険区域 (指定地名 : )				
	既存対策 施設の種 類等	ア 施設の種類 : イ 施設管理者 : ウ 設置年月日 :				
	そ の 他 の 土 地 の 現 況					

特定開発行為区域内の土地状況	法規制区域等								
	地目	区分	宅地	田・畑	山林	雑種地			合計
		面積(m <sup>2</sup> )							
	開発地	区分	自己所有地			自己所有地以外の土地			合計
		面積(m <sup>2</sup> )							
その他土地の現況									
開発行為の妨げとなる建築物 その他工作物の有無、内容及び措置方法									
特定開発行為区域内の土地利用計画	区分(種別)	一般宅地	公共施設用地						合計
			道路	公園	緑地	水路			
	面積(m <sup>2</sup> )								
	区分(種別)	公益的施設用地			その他			合計	
	面積(m <sup>2</sup> )								
	区分(種別)	特定予定建築物の用途			特定予定建築物以外の用途			合計	
面積(m <sup>2</sup> )									
戸数									
その他特記すべき事項									

備考 1 開発区域を工区に分ける場合、工区別に作成し、添付すること。

2 用語の定義

- (1) 既存対策施設とは、砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号。以下「地すべり法」という。)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。)により施行された施設をいう。
- (2) 「砂防指定地」とは、砂防法第2条の規定により指定された土地をいう。
- (3) 「地すべり防止区域」とは、地すべり法第3条の規定により指定された区域をいう。
- (4) 「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地法第3条の規定により指定された区域をいう。
- (5) 法規制区域等とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、砂防法等土地利用上規制を受ける区域をいう。
- (6) 公共施設用地とは、都市計画法第4条第14項で規定する施設の用に供する目的の土地をいう。
- (7) 公益的施設用地とは、都市計画法第29条第1項第3号で規定する施設の用に供する目的の土地をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。